

3. ITI 財別国際貿易マトリックス(および付属表) ~2006 年度~

ITI 財別国際貿易マトリックスは次の 2 冊からなる。

- 1 . ITI 財別国際貿易マトリックス(2006 年版)
- 2 . ITI 財別国際貿易マトリックス 2006 年版(付属表)

2006 年版は、最新時点の 2005 年の貿易データの利用が可能である。

「ITI 財別国際貿易マトリックス」(以下「マトリックス」と呼ぶ)の作成にあたり、考慮した点は次のとおりである。

第 1 は最新時点のデータ利用ができるマトリックスを作成すること。公表が早い主要国の電子媒体データを活用することで、最新時点の表の作成を可能にする。年次データの場合、翌年の 6 月~7 月頃に作成できることを目指している。

2006 年版に使用した貿易統計は 52 개국・地域数のデータである。IMF の統計書 IFS (International Financial Statistics) 2006 年 8 月号掲載の世界貿易額と、52 개국・地域の統計データをもとに作成したマトリックスの貿易総額と比べると、IFS 掲載の輸出総額の約 90.7%、輸入総額の約 85.3%に相当している。

また、2005 年の貿易額をもとに、貿易額が大きい国(地域)の順に並べ上位 30 개국を比較すると、マトリックスの作成対象国に含まれていないのは、輸入国の上位国ではアラブ首長国連邦、輸出額の上位国ではサウジアラビアとアラブ首長国連邦だけである。

なお、貿易額が上位 50 位以内にある国でマトリックスの作成対象国でないのは、輸入国ではサウジアラビア、イスラエル、イラン、ベトナム、パキスタン、輸出国ではイラン、アルジェリア、クウェート、イスラエル、ナイジェリア、ベトナムである。

そうした国々の貿易データを活用できるようになれば、マトリックスの作成に活かしていく方針である。

第 2 は、時系列データの利用を可能にすること。最新時点だけでなく複数年次のマトリックスを作成する。毎年、継続的に作成することを目標に多時点間の比較ができることを目指している。2006 年時点における利用可能な時点は、1999 年以降の 7 時点である。

ただし、過去に遡るほど、電子媒体で利用できる国/地域が限られるので、1998 年以前のマトリックスの作成を予定していない。

第 3 は、輸出入総額だけでなく、財別・品目別のマトリックスを作成すること。各国・地域の貿易統計が HS 関税分類に準拠しているため、HS 関税分類に基づいた品目

別のマトリックスを作成する。

そのうえで、できるかぎり多くの品目のマトリックスが作成できることを目指している。

2006年版では、総額を含む68品目を作成している。そのなかには、HS分類の体系によらないIT関連財、その部品（「IT関連部品」）などがある。

今後は、世界貿易や日本の貿易の分析、日系企業の海外事業活動の分析に役立つ品目を増やし充実させていくことが課題である。

第4は、利用目的に応じて使い勝手の良いマトリックスに組換えて使用できること。そのために、世界の国・地域を網羅した「基本表」を作成する。そのうえで、目的に応じて国・地域を集約することで、利用目的に合致した小型のマトリックスに集約する。例えば、拡大EU（25カ国）に焦点を当てた表、中東産油国に焦点をあてた表などの作成である。

なお、「ITI財別国際貿易マトリックス」（2006年版）の統計書では、先の「基本表」から東アジアを中心に国・地域を選び、本書の用紙サイズに集約した表を掲載している。

第5は、貿易マトリックスの表に加え、さまざまな付属表を作成すること。付属表とは、マトリックスの表の中から特徴的なものを抜き出した表を指す。その中には、マトリックスのセルの中から貿易額が大きいものを選び出した「二国間貿易表」、特定の国・地域に注目し、当該国と他の国との関係を抜き出した「特定国貿易表」、財別に分かれている表から特定のセルを選んで作成する「品目別表」などがある。

「ITI財別国際貿易マトリックス - 付属表」（2006年版）の統計書には、これらの付属表のうち、多くの方の関心がある表を選び収録している。

第6は、電子媒体での利用が可能にするため、CD-ROM版を制作すること。ITI財別国際貿易マトリックスおよび付属表のデータはEXCEL形式で作成している。このため、電子媒体での活用を図るため、印刷資料のほかにCD-ROM版を作成する。

なお、CD-ROM版は、「ITI財別国際貿易マトリックス」と「ITI財別国際貿易マトリックス - 付属表」の2種類がある。

【参考1】 貿易マトリックスで使用した統計

貿易統計については、基本的には各国・地域が発表した通関統計を使用している。CIF等からFOBにコンバートするためのレートは0.9で固定している。各国・地域(計52カ国・地域)の価額評価および資料は以下の通りである。

国・地域	価格評価		本データの資料
	輸出	輸入	
Japan	FOB	CIF	Japan Tariff Association
China	FOB	CIF	China Customs
Hong Kong	FOB	CIF	Census & Statistics Department, Government of Hong Kong SAR
Singapore	FOB	CIF	Singapore Customs
South Korea	FOB	CIF	Korea Customs Service
Taiwan	FOB	CIF	Statistical Department Taiwan
Indonesia	FOB	CIF	Statistics Indonesia
Malaysia	FOB	CIF	Department of Statistics Malaysia
Philippines	FOB	CIF	Philippines National Statistics Office
Thailand	FOB	CIF	Thai Customs Department
India	FOB	CIF	DGCI&S, Ministry of Commerce
Australia	FOB	CV	Australian Bureau of Statistics
New Zealand	FOB	VFD	Statistics New Zealand
U.S.A.	FAS	CV	Foreign Trade Division, Bureau of Census
Canada	FOB	FOB	Statistics Canada
Mexico	FOB	FOB	Ministry of Commerce and Industrial Development
Argentina	FOB	CIF	INDEC
Brazil	FOB	FOB	Secretariat of Foreign Trade
Chile	FOB	CIF	Servicio Nacional De Aduana
Colombia	FOB	CIF	Banco de Datos
Costa Rica	FOB	CIF	The Central Bank, Customs & Procomer
Panama	FOB	CIF	Panama Customs
Peru	FOB	CIF	Super Intendencia Nacional de Aduanas
Venezuela	FOB	FOB	SENIAT
Austria	FOB	CIF	Eurostat
Belgium	FOB	CIF	Eurostat
Denmark	FOB	CIF	Eurostat
Finland	FOB	CIF	Eurostat
France	FOB	CIF	Eurostat
Germany	FOB	CIF	Eurostat
Greece	FOB	CIF	Eurostat
Ireland	FOB	CIF	Eurostat
Italy	FOB	CIF	Eurostat
Luxembourg	FOB	CIF	Eurostat
Netherlands	FOB	CIF	Eurostat
Portugal	FOB	CIF	Eurostat
Spain	FOB	CIF	Eurostat
Sweden	FOB	CIF	Eurostat
U.K.	FOB	CIF	H.M. Customs and Excise
Czech Republic	FOB	CIF	Eurostat
Hungary	FOB	CIF	Eurostat
Lithuania	FOB	CIF	Eurostat
Poland	FOB	CIF	Polish Central Statistics Office
Slovakia	FOB	CIF	Eurostat
Slovenia	FOB	CIF	Eurostat
Norway	FOB	CIF	Statistics Norway
Switzerland	FOB	CIF	Swiss Customs
Russia	FOB	CIF	Customs Committee of Russia
Ukraine	FOB	CIF	State Customs Committee of the Ukraine
Romania	FOB	CIF	National Institute of Statistics
Turkey	FOB	CIF	State Institute of Statistics
South Africa	FOB	FOB	South African Revenue Service

- (注) 米国：輸出は総輸出 (Total Export)、外国産品の輸出 (Export For Foreign Merchandise) を含む。輸入は一般輸入 (General Import)。
香港、シンガポール：輸出では「総輸出」の他に「再輸出」を特掲。
オーストラリア：財政年度の公式データではなく、他の国・地域と整合性を図るために暦年データを使用。

価額評価：

(1) 輸出

FOB：Free On Board

FAS：Free Along Ship Export Value

(2) 輸入

CIF：Cost, Insurance, and Freight Import Value (0.9 でコンバート)

CV：Custom Import Value (コンバートなし)

VFD：Value for Duty (コンバートなし)

【参考2】 商品分類の定義

商品分類は基本的にはHSコード2桁を基本として分類した。分類表は下記の通り。

品目分類表

品目名	HS分類番号	説明
総額	00 - 99	全品目
機械機器	84 - 91	
一般機械	84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
エアコン	8415	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
電気機器	85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
輸送機器	86 - 89	
	86	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
	87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
自動車	8702 - 8705	
	8702	10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車
乗用車	8703	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）
	8704	貨物自動車
	8705	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車、主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）
二輪自動車	8711	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー
	88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
	89	船舶及び浮き構造物
自動車部品	8707、8708 8407.31 - 8407.34	
	8707	車体（運転室を含むものとし、第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。）
	8708	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）
自動車用エンジン	8407.31	ピストン式往復動機関（第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。） シリンダー容積が50立方センチメートル以下のもの
	8407.32	同 シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの
	8407.33	同 シリンダー容積が250立方センチメートルを超え1,000立方センチメートル以下のもの
	8407.34	同 シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの
精密機器	90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
	91	時計及びその部分品

品目分類表(続き)

品目名	HS分類番号	説明
化学品	28 ~ 40	
化学工業品	28 ~ 38	
	28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
	29	有機化学品
医薬品及び医療用品	30	医療用品
	31	肥料
	32	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、バテ、その他のマッシュ並びにインキ
	33	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
	34	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
	35	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
	36	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
	37	写真用又は映画用の材料
	38	各種の化学工業生産品
プラスチック・ゴム	39 ~ 40	
	39	プラスチック及びその製品
プラスチックの一次製品	3901	エチレンの重合体(一次製品に限る。)
	3902	プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製品に限る。)
	3903	スチレンの重合体(一次製品に限る。)
	3905	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体(一次製品に限る。)
	3906	アクリル重合体(一次製品に限る。)
	3907	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)
	3908	ポリアミド(一次製品に限る。)
	3909	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(一次製品に限る。)
	3910	シリコン(一次製品に限る。)
	3911	石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
	3912	セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
	3913	天然の重合体(例えば、アルギン酸)及び変性させた天然の重合体(例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体)(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
	3914	第39.01項から第39.13項までの重合体をもととしたイオン交換体(一次製品に限る。)
	40	ゴム及びその製品
自動車用タイヤ(新品)	4011.10	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。)に使用する種類のもの
	4011.20	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの

品目分類表(続き)

品目名	HS分類番号	説明
食料品	1～11、16～24	
	1	動物(生きているものに限る。)
	2	肉及び食用のくず肉
	3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
	4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
	5	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)
	6	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
	7	食用の野菜、根及び塊茎
	8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
	9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
穀物	10	穀物
とうもろこし	1005	とうもろこし
グリーンソルガム	1007	グリーンソルガム
	11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
加工食品	16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調整品
	17	糖類及び砂糖菓子
	18	ココア及びその調整品
	19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
	20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
	21	各種の調製食料品
	22	飲料、アルコール及び食酢
	23	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
	24	たばこ及び製造たばこ代用品
油脂・その他の動植物生産品	12～15	
	12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
大豆	1201	大豆(割つてあるかないかを問わない。)
	13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
	14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
動植物性油脂	15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
雑製品	64	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
	65	帽子及びその部分品
	66	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
	67	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
	92	楽器並びにその部分品及び附属品
	93	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
	94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
	95	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
	96	雑品
	97	美術品、収集品及びこっとう

品目分類表(続き)

品目名	HS分類番号	説明
その他原料及びその製品	25 - 27, 41 - 63 68 - 83	
	25	塩、硫黄、土石類、プaster、石灰及びセメント
	26	鉱石、スラグ及び灰
鉄鉱石	2601	鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。)
鉱物性燃料等	27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
鉱物性燃料	2701 - 2705, 2708 - 2713, 2715	
石炭類	2701	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
	2702	亜炭(凝固させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)
	2703	泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)
	2704	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)並びにレトルトカーボン
	2705	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス炭酸化水素を除く。)
	2711	石油ガスその他のガス炭酸化水素
液化天然ガス	2711.11	天然ガス
エチレン・プロピレン他	2711.14	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン
石油及び同製品	2708 - 2710 2712 - 2713 2715	
	2708	ピッチ及びピッチコークス(コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。)
原油	2709	石油及び歴青油(原油に限る。)
	2710	石油及び歴青油(原油を除く。)これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油
	2712	ベトロラム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの(着色してあるかないかを問わない。)
	2713	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物
	2715	歴青質混合物(天然アスファルト、天然ピチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マステック及びカットバック)
	41	原皮(毛皮を除く。)及び革
	42	革製品及び動物性装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
	43	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
	44	木材及びその製品並びに木炭
木材(原木)	4404	たが材、割ったポール、木製のくい(端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。)、木製の棒(つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。)及びチップウッドその他これに類するもの
合板・ベニア	4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
	45	コルク及びその製品
	46	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
	47	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
ケミカル・ウッドパルプ	4703	化学木材パルプ(ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)
	4704	化学木材パルプ(亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)
	48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
板紙(クラフト紙他)	4804	クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.02項又は第48.03項のものを除く。)
	4805	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほか更に加工をしたものを除く。)
	49	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

品目分類表(続き)

品目名	HS分類番号	説明
その他原料及びその製品(続き)		
繊維及び同製品	50 - 63	
	50	絹及び絹織物
	51	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
	52	綿及び綿織物
	53	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
合成繊維及び同織物	54	人造繊維の長繊維及びその織物
	55	人造繊維の短繊維及びその織物
	56	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、鋼及びケーブル並びにこれらの製品
	57	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
	58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
	59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
	60	メリヤス編物及びクロセ編物
衣類	61 - 62	
ニットのもの	61	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
ニット以外のもの	62	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
	63	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
	68	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
	69	陶磁製品
	70	ガラス及びその製品
	71	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
卑金属及び同製品	72 - 83	
鉄鋼	72 - 73	
鉄鋼の一次製品	72	鉄鋼
鉄鋼製品	73	鉄鋼製品
	74	銅及びその製品
銅の地金	7403	精製銅又は銅合金の塊
	75	ニッケル及びその製品
ニッケルの地金	7502	ニッケルの塊
	76	アルミニウム及びその製品
アルミの地金	7601	アルミニウムの塊
	78	鉛及びその製品
鉛の地金	7801	鉛の塊
	79	亜鉛及びその製品
	80	すず及びその製品
	81	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
	82	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
	83	各種の卑金属製品

(注) HS 分類では 98 類、99 類を各国の自由裁量にしている。このため、00 類、98 類、99 類の詳細な中身は各国により異なる。例えば米国の場合は少額貨物、非課税分類の品目、修理のために海外に出されたものなど。日本は HS 分類未定義の 00 類に、再輸出(再輸入)品などを定めている。
 なお、HS 分類では 77 類を将来のための予備として、現時点では使用していない。

なお、IT 関連機器については機械類の中でも一般機械、電気機器などに商品がまたがるため、別に分類を設けた。

品目分類表 <IT関連機器>

品目名	HS分類番号	説明
コンピュータ及び周辺機器類	8471、8473	
コンピュータ及び周辺機器	8471	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。)
コンピュータ部品	8473	第84.69項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)
事務用機器類	8469	タイプライター(第84.71項のプリンターを除く。)及びワードプロセッサ
	8470	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械(計算機能を有するものに限る。)並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機
	9009	感光式複写機(光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。)&及び感熱式複写機
通信機器	8517	有線電話用又は有線電信用の電気機器(コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。)&及びビデオホン
	8525.10	送信機器
	8525.20	送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。)
	8526	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
半導体等電子部品類	8540～8542	
電子管・半導体等	8540	熱電子管、陰極管及び光電管(例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管)
	8541	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード及び圧電結晶素子
集積回路等	8542	集積回路及び超小形組立
その他の電気・電子部品	8504	トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及びインダクター
	8518	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)、ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置
	8522	部分品及び附属品(第85.19項から第85.21項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。)
	8523	録音その他これに類する記録用の媒体(記録していないものに限るものとし、第37類の物品を除く。)
	8529	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品
	8532	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー
	8533	電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。)
	8534	印刷回路
	8535	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。)
	8536	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)

品目分類表<IT関連機器>(続き)

品目名	HS分類番号	説明
映像機器類	8521	ビデオの記録用又は再生用の機器(ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。)
	8525.30	テレビジョンカメラ
	8525.40	スチルビデオカメラ、その他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ
	8528	テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)並びにビデオモニター及びビデオプロジェクター
	9006	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)
音響機器	8519	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機(録音装置を自蔵するものを除く。)
	8520	磁気式テープレコーダーその他の録音機(音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)
計測器・計器類	8543	電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)
	9014	羅針盤その他の航行用機器
	9015	土地測量(写真測量を含む。)用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器(羅針盤を除く。)及び測距儀
	9024	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機(材料(例えば、金属、木材、防織用繊維、紙及びプラスチック)の機械的性質を試験するものに限る。)
	9025	ハイδροメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計(記録装置を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらを組み合わせた物品
	9026	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器(例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又は第90.32項の機器を除く。)
	9027	物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含む。)及びマイクローム
	9030	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器(第90.28項の計器を除く。)及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器
	9031	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当するものを除く。)及び輪郭投影機
	9032	自動調整機器

IT
関連
機器
(
続
き
)